

社会福祉法人西原町社会福祉協議会理事・監事選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第17条に基づき理事、監事の選任について、必要な事項を定めるものとする。

(理事、監事の選任)

第2条 理事、監事の選任は、次のとおりとする。

- 2 定款第17条に規定する理事、監事は、評議員会において選任する。
- 3 公職、又は団体の代表として理事、監事に選任された者の任期は、その在職期間とする。ただし、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
- 4 定款第17条に規定する理事、監事の選任基準は、下記別表1、2の区分の選出範囲とする。

(理事、監事の構成)

5 理事、監事の選任においては、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

6 理事、監事の選任においては、他同一の理事であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から適用する

別表1

(理事の選任基準)

区 分	人 数	選 任 範 囲
福祉関係機関・団体	若干名	西原町内の福祉関係機関・団体
行政機関	若干名	西原町役場福祉部
教育分野関係団体	若干名	社会教育・学校教育の関係機関
学識経験者	若干名	社会福祉事業について識見を有する者
合 計	10名	

別表2

(監事の選任基準)

選任基準	人 数
社会福祉事業について識見を有する者	1名
財務管理について識見を有する者	1名
合 計	2名